一　施行者の名称　栃木県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十六年関東地方整備局告示第二百六十八号宇都宮都市計画道路事業三・二・百一号大通り及び三・四・百十二号鶴田宝木線
三　事業施行期間　自平成十六年八月二十五日至平成二十五年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第二百四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十一日　関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　栃木県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年関東地方整備局告示第七号小山栃木都市計画道路事業三・三・三号小山栃木都賀線、三・四・一号栃木藤岡線及び三・四・三百一号合戦場駅前通り
三　事業施行期間　自平成十四年一月七日至平成二十六年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第二百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十一日　関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年関東地方整備局告示第三百八十七号青梅都市計画河川事業第一号霞川
三　事業施行期間　自平成十八年九月十五日至平成二十八年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第二百六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十一日　関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十年建設省告示第千四百二十七号八王子都市計画河川事業第三号谷地川
三　事業施行期間　自平成十年七月八日至平成二十八年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第二百七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十一日　関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十年建設省告示第九百九号多摩都市計画河川事業第三号三沢川
三　事業施行期間　自昭和六十年六月五日至平成二十八年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第二百八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十一日　関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年関東地方整備局告示第三百八十二号町田都市計画河川事業第三号鶴見川
三　事業施行期間　自平成十八年八月三十日至平成二十八年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第二百九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十一日　関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　栃木県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十四年建設省告示第二百十九号大田原都市計画、黒磯都市計画、西那須野都市計画及び塩原都市計画下水道事業北那須流域下水道
三　事業施行期間　自昭和五十四年二月二十二日至平成二十七年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第二百十号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十一日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日　関東地方整備局長　下保　修

路線名　中央自動車道富士吉田線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
東京都世田谷区大蔵六丁目五〇番二から同区大蔵六丁目二七〇番五まで	前	最大 五六九・〇〇〇メートル	〇・〇五一キロメートル
		最小 〇・〇〇〇	
	後	最大 五六九・〇〇〇	〇・〇六九
		最小 〇・〇〇〇	

図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局東京外かく環状国道事務所